

久留米市公告第125号

久留米市庁舎什器設置（1工区）業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年4月22日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市庁舎什器設置（1工区）業務委託
- (2) 履行場所：久留米市城南町15番地3
- (3) 業務内容：別紙「久留米市庁舎什器設置（1工区）業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年9月22日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：
 予定価格 25,736,700 円（うち消費税及び地方消費税等の額 2,339,700 円）
 入札書比較価格 23,397,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：前払金 無
 部分払 無

2 入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 久留米市内に本社（本店）又は支店・営業所等（個人の場合は事業所等）があり、久留米市競争入札参加有資格者名簿（規則第16条第3項に規定する久留米市物品供給業者有資格者名簿（以下、「名簿」という。））に登載されているもの。
- (2) 名簿に「事務機器・什器」で登載されている業者で、登録順位が1位又は2位の業者であること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所：11 事務局
- (2) 仕様書等の入手場所：市ホームページからダウンロード
 ダウンロード先 久留米市ホームページトップ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > その他一般競争入札 >

【募集】久留米市庁舎什器設置（1工区）業務委託

(URL <https://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)

4 入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送又は持参にて提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

（１）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

（２）提出期限

令和８年４月３０日（木）１７時必着

（３）提出先（宛先）

１１ 事務局

（４）提出方法

上記アの入札参加資格確認申請書を封入する封筒には、表面に業務名及び入札参加資格確認申請書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。

5 入札の辞退等

郵送等により提出した入札参加資格確認申請書は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市総務部行財政改革推進課に入札辞退届を提出しなければならない。

6 入札及び落札候補者の決定方法

（１）入札日時：令和８年５月８日（金）１０時００分から

（２）入札場所：久留米市庁舎７階会議室

（３）入札金額：入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（４）委任状

会社代表者以外の者が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

（５）入札回数 １回まで

（６）落札候補者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

規則第７条第３号により免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納めること。

ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は減免する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和8年4月24日（金）午前12時00分まで
- ② 受付場所：11 事務局
- ③ 質問の提出方法：
FAX または E メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。
- ④ 質問に対する回答：
令和8年4月27日（月）までに E メールで回答する。また必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札者は、令和8年5月14日（木）までに契約締結の手続を行うこと。

※落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約しなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。（契約締結日を指定することも可能）

10 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあ

る。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市 総務部 行財政改革推進課

住所：久留米市城南町15-3 庁舎7階

電話：0942-30-9124

FAX：0942-30-9706

Eメール：gyoukaku@city.kurume.lg.jp